

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
まちづくり推進課長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	平間信一	君
危機管理監	吾妻良信	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教育長	阿部次男	君
教育総務課長	薊千代	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

事務局職員出席者

議会事務局長	松崎守
主幹	相原光男
主査	遠藤幸恵

議事日程（第4号）

平成19年6月13日（水曜日） 午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

広沢 真

小丸 淳

第3 選挙第1号 宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度柴田町一般会計補正予算）

第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算）

第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)

第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算)

第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(柴田町町税条例の一部を改正する条例)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において9番佐藤輝雄君、10番我妻弘国君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

1番広沢 真君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） おはようございます。1番広沢 真です。

私は、大綱2問質問したいと思います。一問一答方式です。

まず第1問目。**住民税、所得税の負担増の実態と軽減策について**伺います。

この6月に通知が出される住民税と所得税の負担増の問題について、その実態と軽減制度の運用について伺います。

ご存じのとおり、今年度から定率減税の廃止、老年者控除の廃止などの影響で大幅な税負担増が生じます。給与所得者で定率減税が行われていた平成16年度と比較しても、5倍になる人もいると聞いています。

政府の説明では、「税源移譲があり、所得税と住民税の割合が変わったので負担は変わらない」式の宣伝を先行させ、定率減税の廃止については余り触れたくないという姿勢がありあり

です。

記憶に新しいところで、昨年の6月以降、各自治体の役所の税務課に苦情や問い合わせの電話が殺到したということがありましたが、ことしもまた同じ現象が起こるのは必至です。大もとは国の制度であり、地方自治体にとっては、不本意でも受け入れざるを得ません。ほとんどの人、世帯に負担増が重くのしかかりますが、その中で低所得者、高齢者に特に重い負担になっています。

そこで、町内の現状と負担軽減制度の活用について伺います。

2 問目。後期高齢者医療制度の問題点と構成自治体の関わるべき内容について。

後期高齢者医療制度の問題については、昨年の12月議会でも取り上げましたが、制度の概要が明らかになってくるにつれて、矛盾も明らかになってきています。

特別会計を広域連合の構成自治体がそれぞれ持つことや、厚生労働省の試算では、保険料が標準で6,200円になるなど明らかになっていますが、細目にわたる政省令がまだ示されず、広域連合事務局でも困惑していると聞いています。明らかになっている内容について伺います。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員の大綱2点のうち、まず住民税関係でございます。

柴田町におきましては、本年5月15日に特別徴収税額通知書を約2,500者、1万人を超える納税義務者の方々に通知をいたしました。サラリーマン世帯の場合、大部分で所得税の減税分が先行していることもあり、現在のところはほとんど問い合わせ等がないのが現状でございます。

今月14日には、普通徴収の税額通知書が各個人あてに発送されることとなります。特別徴収の場合、毎月のサラリーの中から天引き徴収されることとなりますが、普通徴収の場合、6月、8月、10月、12月の偶数月に年税額を4回に分けて納税していただくこととなることから、特別徴収の場合よりも増税感がより重く感じられることとなります。普通徴収の年金受給者等の場合、所得税減額の恩恵を最終的には確定申告で受けることとなりますので、当初は所得税負担軽減の実感がわからないことと思います。原則として、個々人の所得税と住民税を合わせた年間納税額は増減しないことから、負担軽減制度等はございません。このことから、普通徴収の納税義務者の方々には、年4回の納付回数を完納できるよう広く薄く分納に応じるなど、納付金額の平準化、負担・増税感の負担軽減化を図ってまいりたいと考えております。

大綱2点目、後期高齢者の内容等でございます。

明らかになっている内容とのことですが、現状を申し上げますと広域連合事務局も情報がなく困惑しているとのことですが、市町村も同様で、なかなか先に進めないというのが実情でございます。現段階でも、昨年12月定例会での広沢議員からの質疑時点と大きな違いは出ておりませんが、去る6月1日に行われた首長による運営連絡会議の内容をまじえ回答させていただきたいというふうに思います。

まず、後期高齢者医療制度の問題点でございますけれども、対象者にとって一番の関心事は、新しい保険料が幾らになるかだというふうに思います。議員のご指摘にもありましたが、厚生労働省での試算では、厚生年金の平均的な受給者の例として、年金208万円の方で、応能割3,100円、応益割3,100円の6,200円となっております。所得の低い方には、国保と同じように7割・5割・2割の軽減措置、またこれまで子供の扶養等で保険料の負担がなかった人は、応益割だけの負担となりますが、2年間は5割軽減する経過措置が設けられております。これらを踏まえ、広域連合が条例で保険料を定めることとなります。

このように高齢者の医療制度は大きく変わることから、今後広域連合では、県内の全世帯に対してパンフレットを配布し、周知を図る運びとなっております。

現在の広域連合の状況ですが、まず広域連合議会の議員選出がございます。市町村議会から1人ずつ選出されるとされ、当町でも本定例会においてお願いしているところでございます。全市町村選出後の7月上旬に、最初の連合議会が開催予定となっております、①専決処分の承認、②条例の制定、③予算の議決、④人事案件の議決など審議をいただき、広域連合も本格的にスタートすることとなります。

しかしながら、厚生労働省からの詳細がおくれているなど、当初予定していた広域計画も7月から11月に変更になるなど、一部でおくれも出ているのも事実でございます。また、重要である保険料条例の制定は、11月の臨時議会と予定されております。

また、運用の基本となる広域連合と市町村とを結ぶ電算オンラインシステムの構築でございますが、去る6月8日に当町にも端末が設置され、今後システムの確認、連携テスト等を重ね、20年4月からの本格運用に備える運びとなっております。

以上、現在の状況について説明させていただきましたが、私自身も今後の後期高齢者医療の動向について注視していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君、質問を認めます。

○1番（広沢 真君） まず、税の負担増の問題について伺っていきます。

今の町長のお話の中で、普通徴収の納税通知はこれからだというお話ですので、恐らく予想にたがわず、苦情の電話なんかは殺到するのではないかなというふうに思うんですが、実際に、例えば政府の広報なんかを見ていると、町長言われたとおり住民税と所得税の比率が変わって負担は変わらない、むしろ地方の税収がふえて行政サービスがよりよくなるというような宣伝をされているのですが、実際そういうことはあるのでしょうか。実態としてどうなるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） このことにつきましては、三位一体の改革、それに基づく税源の移譲ということで、所得税から住民税の方にそれぞれ税源移譲されるということで、町としてもある程度の増収ということが見込まれております。そのことを受けて、町としてはどのような行政サービスをしていくかということは、これから考えていかなければならないかと思えます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） おとこの議会でもお話ししましたがけれども、柴田町は3億8,000万円増収になると。ですけれども、今現在で3億円の地方譲与税は減額されているということでございます。そして、地方交付税、7月に、税収がふえた分どのぐらい削られるか、この7月にならないとふえるかどうかわからないということをちょっとつけ加えさせていただきたい。そこで、税源移譲の関係で柴田町がふえたのかどうか、その地方交付税の国からの金額が示された段階で初めて検証できるのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君、認めます。

○1番（広沢 真君） きのうの町長の答弁だったと思うんですが、その税収の話でも、要するに地方税の厚みが増したということですがけれども、ただ100%徴収というのが前提だというお話されてましたよね。だから、実際の、例えば今の現状で町税なんかの滞納があつて、その傾向がこのまま引き続きあるとすれば、税収がふえるということは余り考えられないのではないかなというふうに思うのですが、現時点で住民税関係の滞納というのはどれぐらいになっていますか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 今ちょっと18年度の徴収実績等は持ってきておりませんが、今現在、町民税の方の現年度の収納率につきましては、98.3%ということで、今のところ、確定になっておりませんが、出納閉鎖が5月31日ですけれども。まだ確定しておりませんが、前年度の決

算率と収納率と同額というふうになっております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君、質問を認めます。

○1番（広沢 真君） 実際に、例えば定率減税がなくなって、それで私もいろいろ試算してみたんですが、増税にならない人というのを探す方がかえって難しいのではないかなと思うぐらいの数字になるんですが、実際国が言っているような増税にならないケースというのは、どれぐらいのケースがあるんでしょうか。私の試算では、ほとんどの人が増税になると思うんですが、例えば年間どれぐらいの所得がある人以上だと、例えば減税になるとか、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） このことにつきましては、県及びあと町の方でも、ある程度の一定条件のもとでのモデルケースということで示しておりますけれども、例えば給与所得者であり、奥さんがいて子供2人の4人世帯の場合、給与収入が300万円の方につきましては、それぞれ所得税はゼロになります。ところが、住民税の方は700円ふえるということで、所得税プラス個人住民税では700円ふえるというようなことになります。それから、500万円の給与収入がある方につきましては、この計算式からいきますと1万7,600円、それで700万円につきましては4万1,000円ということで、これにつきましては定率減税の廃止に伴うという内容での負担増ということになるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 国の資料を見ても、例に出しているのが年収700万円なんていう人なので、700万円もらっている人というのはよっぽどの人だと思いますので、だから、その点ではほとんどの人が増税になっていると思いますし、例えばこれから納税通知が送られる普通徴収の人たちというのは、多くは間違いなく増税になっているというふうに思います。ですから、その点では、非常に生活的にも追い込まれてくる現状があるのではないかなというふうに思います。

それで、実際ことしの予想というに変ですけども、かなり税の徴収が大変になるのではないかなというふうに思っているのですが、その辺の予想はどうでしょう。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） そのことにつきましては、いろいろ景気の浮揚感というのは、都市部の方ではあるかと思いますが、地方の方ではまだまだそういう部分がないかなという点があります。それで、今、大分格差的なことも叫ばれていますが、現在19年度の町民税の方の調定

等を調べたんですが、普通徴収の場合、18年度の普通徴収の均等割の該当者数が 7,629人、所得割の該当者が 6,741人と。それで、今回19年度の均等割の対象になる方ですね、その方につきましては 7,754人、125人の増となっております。所得割の該当者が 6,776人ということで 35人の増となっております。それぞれ定率減税の廃止ということもあるんですが、やはりある程度それぞれの給与も所得も上がってきているのかなということが推理されます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君、質問を許します。

○1番（広沢 真君） 均等割の人数がふえているのは、どういう人たちですか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） このことにつきましては、先ほどの質問の中にもありましたけれども、65歳以上の非課税扱いの方々が今回入ったことということも考えられるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君、質問を許します。

○1番（広沢 真君） わかりました。やはり全体的に負担が大きくなって、それで町民生活が追い込まれるというのは間違いないというのは、事実としてあると思えます。それで、今回の場合、制度が変わってしまったというのは、国の制度の変更ですので、町のレベルでいろいろ制度変更を、声を上げることはもちろんできますが、どうこうするということはできないというふうに思います、もちろん。ですから、町に対して何か責任を追求するとか、そういう立場ではないんですが、やはり町の取り組みとして、特に今回低所得者と高齢者の方に負担が重くなる仕組みになっているというのは明らかですので、できる限り町民の生活を守るという立場でのかわり方をしてほしいなというふうに思うんです。

それで、残念ながら例えば、先ほどの最初の質問にもありましたが、老年者の控除などが廃止されて、救済的な控除措置がなくなってきているのは事実なんですけど、まだ幾つか活用できるものについてきちんと知らせれば、全体的にどれくらいの比率になるのかと言われると、そんなに多くはならないと思うんですが、やはりそういう制度をできる限り活用していくということが、今町の施策にとって必要ではないかなと。それで、先ほどの町長の答弁には、今回の問題について新たな減免制度はないというふうな話ですけども、今ある制度をできる限り活用するということが、非常に重要なこと。

ただ、今ある控除の制度でも、余り知られていないものというのが非常にあるし、あと基本的に申告しないと使えない部分もあるので、その辺が非常に使いづらくなっている部分もあります。ですから、その辺の問題を、もう少し深く突っ込んでお聞きしたいなというふうに思う

んです。それで、控除の制度はあるにはあるんですが、要するに、例えば自治体によって運用に格差があったりということがあって、私自身も柴田でどうやっているかというのをお聞きしたいなどは思っていたんですが、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

それで、いろいろ税金の問題なんかでお話をしている中で出てくるのは、一つは、寡婦控除というのが話題に上って、私もちょっと調べてみようと思ったことがあるんですが、寡婦控除についてお聞きしたいと思いますが、どのような制度でしょうか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 寡婦控除、いわゆる所得控除ということになるんですが、寡婦控除の場合は、一般、特別割り増し、それから寡夫の夫ですね、寡夫控除、そういう分け方がありますけれども、一般の寡婦、婦人の方の寡婦控除、これにつきましては、夫と死別、生死が明らかでない人で所得金額が 500万円以下の方というふうになっております。

あと寡婦、婦人の方の特別割り増し、こちらにつきましては、夫と死別、離婚、生死が明らかでない人で子供を扶養している人というふうになっております。

それから、寡夫控除の方につきましては、妻と死別、離婚、生死が明らかでない人で所得金額が 500万円以下で子供を扶養している人というふうな控除制度でございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 私の知り合いで、実は寡婦控除のことを知らないで、後々になって適用されて助かったという話を聞いたんですが、柴田町では、納税相談などのときに、きちんと紹介はされていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 町の方でも、2月8日から3月15日まで、いわゆる納税相談、本来であれば自主申告なんですが、納税相談を 5,300人受け付けております。その申告相談の際にも、こういう控除制度がありますよということをお聞きしながらやっておりますし、申告画面ですね、いわゆるパソコンの方でやっておりますので、前年度に寡婦控除を受けた方、その方には失礼にならない程度に、今年度も寡婦控除ということでもよろしいですかということも聞きながら申告相談を受けております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君、質問を許します。

○1番（広沢 真君） 新たに寡婦になられた方というのは、その時点で資料というのは入っているものなんですか。資料というか、データというのは。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） その際には入っておりませんので、聞き取り調査、もしくは自分からの申告、申し出というふうになろうかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。町の申告というのは非常に親切だという話は聞いていますし、税務署で、いかに税金を多く取るかというふうな申告の内容とやっていることはまた別物だと思いますので、その辺はぜひ引き続き手厚くというか、丁寧に対応していただきたいなと思います。

それから、もう一つ、これもまた制度を知らないとなかなか利用しづらい部分もあるというふうに思うんですが、障害者の控除というのがあります。この制度は、どういう制度でしょうか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 障害者の控除につきましては、昭和45年に、それぞれ所得税法、また地方税法の一部改正がありまして、障害者控除ということで条例化されております。それで、障害者控除の分け方としましては、障害者の範囲、障害者、それから特別障害者というようなことで、障害者の方は知的障害が中度、軽度、あと痴呆性老人の日常生活自立度判定基準が2という方とか、そういう方が該当になります。

あと、特別障害者の範囲等につきましては、知的障害度が重度とか、痴呆性老人の日常生活自立度判定基準が3以上というような方で、条例化されて、それを受けて、うちの方ではそういうような控除基準に基づいて行っているというような状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） その障害者控除にかかわって、平成14年に厚生労働省から、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについてという事務連絡が来ているはずなんですが、これについて、これはどのようなものなのかというのをちょっと教えていただきたい。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 平成14年8月1日、事務連絡ということで、厚生労働省老健局総務課の方から、「高齢者の所得税、地方税の方の障害者控除の取り扱いについて」ということで、先ほどお話ししました昭和45年に所得税法施行令、同じく地方税法施行令が改正された。そのことによって、障害者の位置づけ、それに基づく所得税、住民税の控除額、それから特別障害者の所得税、住民税の控除額、あとそれぞれの障害者の程度上のことを記載されております。それに基づいて、障害者、特別障害者であることの市町村長の判定の基準ということ

も示されまして、これを受けて各市町の方では、判定基準の要綱等で対応しているというよう
な状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監、質問を許します。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） ただいま質問ありました介護保険の認定調査の件、実際介護
保険の方で担当しておりますので、内容を少し説明したいと思います。

平成15年から、この証明を介護保険の方で行っております。平成18年度は16件の証明があり
ました。なかなかこの制度、周知が難しいんですが、一般的には広報紙等で行っております。
主に介護度1から3の方が障害者、介護度4から5の方が重度障害者に該当するんですが、こ
れは介護度だけではなくて、その中の介護保険認定調査の中身を確認しないと、該当するか該
当しないかという判定ができません。そのために、本来であればその対象者全員にお知らせす
るのが一番親切なんですけど、もともと介護保険の情報は目的外の使用を禁じられておりますの
で、あらかじめこちらの方で見てお知らせするという事もできませんので、一般の税の控除
と同様に、広報紙などの媒体でお知らせするという方法によっております。平成18年度は16件
の手續、全員が特別障害の該当いたしました。以上です。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） そうすると、申請できないで控除を受けられない人がいるということは
あるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 実際この制度を本当に知らない、もちろん申請されれば、
判定によってその方の所得税の利益になるという方がいらっしゃると思います。障害者控除を
受ければ、所得税で言えば27万円の控除、特別障害だと40万円の控除がありますけれども、こ
れはそういう確定申告なり、あと会社の年末調整の担当者の方がよくご存じでないと、この手
続をなかなか、見落とすということもあるかとは思いますが、できるだけ、そういうサービス事
業者に含めて、この制度があるということは周知はしておりますが、完全というわけにはまだ
いかないかと思えます。もう少し人数はいるかと思えます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 例えば町の納税相談のときにでも、介護関係の職員の方もその場にい
て、連携をとるなんていうことはできないんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 町の納税相談については、いわゆる申告をとる職員もこのこ

とは知っておりますので、家族状況なりの相談の中で、もしも該当するのではないかということがあれば、本人に対して相談には乗っているというふうに解しております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） そうすると、例えば介護認定の決定通知書が提出されたときに本人に知らせるなんていうことはできないんですか。

○議長（伊藤一男君） 対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 概要として手続があることは話しますが、逆に介護の方では、その方の税情報なりを濃密に引き出すということについては、余り認められていないということがありますので、家族状況なり生活状況の聞き取りはいたしますが、その方がだれの扶養に入っているかとか、そういうところまでは介護保険の方では、なかなか見えませんものですから、制度があるということはお話しはしますが、手続について詳しく説明するということはありません。でも、質問がありましたので、これ以降、特にサービス事業者を通じての周知というやつはできるかと思っておりますので、サービス事業者についても、こういう制度があるということを家族の方にお話しするという事は、これから行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。制度上の限界というか、それぞれ分野が違うところでの連携が必要だと思うので、かなり新しい取り組みが必要だと思うんですが、ぜひ頑張って、できる限り利用できる制度は利用できるようにするという点で頑張っていたきたいなというふうに思います。

それで、税金の問題ですから、先ほども挙げましたとおり国の制度が大きな問題です。だから、町としての取り組みには限界はあるというふうに思うんですが、今後その予想される町民からの苦情などについては、もちろん職員の皆さんも理不尽な思いはあると思うんですが、ぜひ親身になって相談に乗るなりのことをぜひやっていただきたいなということを要望して、次の質問に移りたいと思っております。

2問目の後期高齢者の医療制度の問題です。先ほどの町長の答弁では、12月の議会以降、余り——余りというか、ほとんど議論が進んでいないというふうなことだったんです。それで、私もいろいろ自分なりにつてをたどって調べてみたりしているんですが、例えば法令をとって見てみたんですが、ほとんど肝心なところが政省令で後から決めるというふうになっているので、非常に読みづらいというか、この法令を見てもさっぱりわからないなというのが正直な感想なんですが、ただその中でも、制度の仕組み、それから実際の負担の仕組みというのも

明らかになっている部分がありますので、その辺で町とのかかわりで伺っていきいたいというふうに思います。

それで、例えば広域連合、後期高齢者医療広域連合の財政の構成というのは明らかになっています。それで、全体の財源の構成の中で25%が国庫負担、それから約8%前後の調整交付金、これも国から出てくる交付金ですね。そして、県負担、町負担もそれぞれ8.3%前後の負担をするということで、ここまでで約50%の負担が出てくると。そのほかに、各医療保険からの支援金が40%で、被保険者の保険料で10%というのが、この間も明らかになっているというふうに思うんです。それで、法律を見ていると、特に町の負担というのが出てくるんですが、町の負担は、その町の一般会計から負担をするというふうになっていると思うんですが、実際、まだ概要が明らかになっていないということはあるんですが、大体試算として、一般会計からどれぐらい負担をするのかというのを、もし試算の数字なんかがあれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） まだこれにつきましても、今議員おっしゃられたとおり国の負担、それから各被保険者の4割の支援金、保険料1割というふうな数字は出ているわけなんですけれども、現段階でそれが全く政省令とかなんかが流れてこないということもありますので、今のところはちょっと試算まではいっていないという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） それでは、例えば各医療保険の支援金というのも出ているんですが、この中には、もちろん国民健康保険も入っていると思うんですが、この支援金というのは、どういう形での支出になるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 支援金の考え方ですが、後期高齢者医療制度自体が持続可能な制度にするというふうな目的がありますので、そういったことで今回保険料ですね、高齢者の方からも1割の負担をするという制度になっているわけです。

その中で、いわゆる若年層、働いている方の支援金というふうなことで、国民健康保険の方から、それから社会保険ですね、そちらの方から4割の負担、そういうふうな形になってございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） それで、例えばこれを町の中で運用する制度と比較して、例えば老人保

健制度を使っていたときと新しく後期高齢者の医療制度に変わったときで、町の負担というのはふえるんでしょうか、減るんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） この件につきましては、今の段階で、先ほど町の負担8%、9%というふうなお話だったんですが、今回の後期高齢者につきましても大体同じ程度の負担になるというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。

それで、先ほど来、町長の答弁でも認められていましたけれども、厚生労働省の試算で全国的な平均で6,200円ぐらいの保険料になるということがマスコミでも発表されているんですが、その辺の保険料の大体の予測みたいなのも、もちろん正式に決まるのは11月の広域連合の議会だと思うんですが、目安みたいなのは示されていないんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 町長の答弁の方にもありましたように、保険料につきましては、所得割、均等割、いわゆる応能・応益負担ということで、標準の方ですね、年金で言いますと208万円、その方が応能で3,100円、応益で3,100円という形になります。

それで、保険料の設定につきましても、当然介護保険と同じように段階的に、例えば低所得、それから標準、それから高額所得という形での、今からそういう形で設定されるというふうに考えております。

それで、水準が今の3,100円、3,100円ということですが、低所得の方で、例えばうちの方で試算しておりますのは、年金額10万円の方であれば、年額120万円になるわけなんですけれども、大体所得割でゼロ円、均等割で月に930円程度になるというふうに予測しています。それで、例えばもっと高額な方、年額240万円の場合につきましては、大体8,200円程度になると。ただ、ちょっと今の状況で試算しているわけなんですけど、これにつきましても、11月に保険料が決まるということで、これからいろいろ審議されるということだと思います。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 先ほどの町長の答弁の中にも、いわゆる国保の法定減免と同じような考え方で7割、5割、2割の減免という考え方が出ていますし、法律の中にも、その減免の制度で不足する金額を特別会計から繰り入れるみたいな条文があるんですが、減免制度の考え方、どのようになっているかというのを伺いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 減免の関係ですが、これも先ほど町長が答弁したとおり、今のところ後期高齢者医療の方につきましては、国保と同じような制度での減免を考えているというふうなことで、大体その方向性は決まっております。これについては、また。それで、具体的に国から幾らそれが入ってくるのかとか、そういったことについては、今後、政省令で示されてくるというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） そのほかに、広域連合も特別会計を設けますし、町としても特別会計を設けることとなっているんですが、そうすると、もちろん広域連合に参加している自治体の中で後期高齢者の人数であるとか、あるいはその経済状況というのはまちまちでありますので、それぞれの町によっても保険にかかわる現状というのは変わってくると思うんですが、例えばこの特別会計を柱にしながら、町独自の減免制度なんていうのは、法的に認められているものでしょうか、どうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 法定減免については、国保と同じような形なんですけれども、独自の減免制度でございます。それで、後期高齢者医療制度にかかわる保険料につきましては、まず賦課権限、これは広域連合でございます。それで、保険料の徴収業務を行う市町村については、当該保険料については軽減措置、いわゆる町が単独で軽減をするというふうな実施の軽減、これがないというのがまず一つでございます。したがって、減額賦課についての軽減がない市町村においては、軽減措置を図るということは、ちょっと論理的には難しいのかなというふうには考えております。

ただ、当然各町、加入36市町村ですね、加入している市町村においては独自の減免をとっているところが結構、ほとんどでございますので、今後いろいろ、各36市町長が運営している運営連絡会とか、あと議会とか、そういったことが今後議論されてくるのかなというふうに考えています。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） それから、いろいろ読み進めていくと、今回の医療制度の中に家族という考え方が余り見えてこないんですが、例えば高齢者のみの夫婦世帯で、片方が後期高齢者の制度に入って、片方が75歳以下の世帯というのは、例えばこれまでだと扶養関係のかかわりで、保険料というのを統一できたと思うんですが、こういうふうになった場合というのは、ど

ういうふうに計算されるのでしょうか、その辺ちょっと、わかればお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 先ほど応能・応益の保険料になるというお話をさせていただきました。それで、例えば今の議員さんのお話であれば、ほとんどが国民健康保険、大体8割ですか、高齢者の8割は国民健康保険、あとの2割の方が社会保険、共済保険、いわゆる他の保険になるわけなんですけれども、社会保険の扶養に入っている方の場合であれば、その応益割の方が、均等割の方が2分の1になるということになります。ただ、それも軽減措置が、半分になるわけなんです、2年間に限定されておりますので、その後はなくなるというふうな形になるかと思えます。

ただ、あと高額所得、いわゆる被扶養になっていない方については、一般と同じように応益・応能負担が出てくるという形になるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） そうなると、今話したケースというのは、ほとんど新たに負担が生まれるというふうに考えて間違いのないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 全くそのとおりだと思います。今まで社会保険の扶養に入っていた方は保険料負担しておりませんので、今回新たな負担が発生するということになるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。大変制度としては冷たい内容だなと。75歳以上の新たに負担する人が出てくるというのは、今の現状で言えば、増収が見込める世代ではないと思うのに、非常に冷たい制度だなというのを思いながら、何とか減免なんかの制度を考えてほしいなというふうに思うんですが、ただ、実は私もかかわっている、全国組織で社会保障推進協議会というのがありまして、ここが5月に広域連合の事務局と懇談をしたときに、個別の自治体での独自の減免制度の可能性について尋ねてきたところ、それも政省令待ちというふうな回答で、現時点では、できる・できないというのはいえないというふうな回答だったので、そこについては、これから声を上げて、実際にやるかどうかはその自治体の財政状況もあると思うので、いろいろ違うとは思いますが、ただ制度として保障されたものがなければ、やはりやっていけないのではないかとこのように思っていますので、その辺をぜひ町としても声を上げていただきたいなというふうに思います。

それから、さらにちょっと進めていきますが、保険料の問題で、特別徴収と普通徴収というのが、ここでも出てきました。それで、特別徴収というのは、言うまでもなく年金から天引きされることですね。そして、普通徴収、これが大きく、大きくというか、この制度の中で非常に大変になってくる部分の人たちではないかなと思うんです。それで、実際町の中で、この後期高齢者医療制度の対象になる後期高齢者の人数と、それから特に普通徴収になる人というのはどれぐらいいるのか、わかれば教えてほしいんです。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 後期高齢者の対象人数、75歳以上になるわけなんですけど、大体4,000人、現在では4,000人ということで見込んでございます。今のところはそれしかちょっと。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） ただ、年金所得で実際に天引きにならない人、どれぐらいいるという数字は出てこなかったんですが、特に問題になるというのは、数のいかに問わず、特に今回の後期高齢者医療制度で言っている資格証明書の対象になるというのは、この普通徴収の人になるわけですね。この普通徴収、いわゆる割賦で保険料を払う人が6カ月以上滞納すると保険証を返還しなくてはならない。そして、かわりに資格証明書を発行するというのが今回の中で特に盛り込まれて、明文化されているわけです。それで、これまでは、国民健康保険だと特に後期高齢者にかかわる年代の人たちや障害者については、滞納があっても資格証明書の発行の対象にしないというのがこれまでだったんですが、今回特に、そこで新たに資格証明書発行の対象にするということが、非常に重くのしかかってくるというふうに思うんです。それで、もともと普通徴収になる人というのは年金収入が少ない人たちですから、へたをすると、この人たち全員が資格証明書の対象になりかねない事態というのが生まれてくるわけですね。それに対して、今議論があるのかどうかということですね。県内の構成自治体の中でも、資格証明書を発行している自治体とそうでない自治体があるんですが、その辺の問題については、何か来ている情報というのはあるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） これにつきましては、今から検討事項という形になるかと思えます。

それで、今、議員お話があったように資格証明書、後期高齢者医療制度にあっては、当然必要不可欠なものになっているということは事実でございます。

ただ、保険料未納者すべてに、いわゆる無条件で資格証明書を発行するというのではないというふうにはとらえております。あくまでも個別の内容がわかるのは、市町村の窓口でございますので、当然実情なり、滞納の状況、それらを十分把握した上でやっていくと、いわゆる資格証明書の発行をしていくという形になるかと思えます。ということは、広域連合が独自に連合だけで判断して資格証を発行するというのは、ないというふうには理解しています。ですから、制度上、いわゆる短期証の発行、3カ月、6カ月、当然相談をふやして状況を確認しながらやっていくというふうな形になるというふうには考えております。

ただ、これもまだ今後議論される余地がありますので、連合の事務所の中には所管課長の会議、いわゆる幹事会議もありますので、そういった中で、現在では資格証明書を発行している市町村というのは本当に少ない市町村でございますので、それらは要望していきたいなというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） それから、この後期高齢者の医療にかかわって、これは実際に情報が伝わってれば、どのようなものなのかというのを教えてほしいのですが、来年の4月の制度施行と一緒に厚生労働省が検討しているというふうに言われているんですけども、後期高齢者の病院の登録制というのが今検討されているということを聞いているんです。例えば内科で言えばこの病院にかかります。それから、さまざまな問題で言えば耳鼻科、それから眼科とか、そういう病院をあらかじめ登録していないとかかれないというか、そういう制度が厚生労働省で検討されているということが伝わっているんですが、これについて何か情報が来ている部分がありますでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 病院の登録制という形での情報ですね、きょう初めて聞きました。それで、来年の4月から後期高齢者が始まるわけなんですけれども、今一番厚生労働省の方で議論されているのは、包括診療の関係ですね。それと、今ほとんどは出来高払いで診療報酬を払っているわけなんですけれども、それを包括診療にして、それで終末期医療をどうしていくかという議論が今、それがメインで行われておまして、この病院の登録制ですか、それもその中の一つとして議論されているのかどうか、それはちょっと私の方では承知していません。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 私がとった情報からすると、その包括的な対策の中の一つの内容として

議論されているみたいなんです。

ただ、現実と言うと、今の現時点で何も出されていなくて来年の4月から施行するというのは、パニック必至だなというふうに思っていて、例えばその登録の窓口が町になって、町がその事務を行うといったら、さらにパニックですよ。だから、そういう部分を含めて本当に出せるのか、本当に出してくるのかどうかもちょっとわからないんですが、ただ厚生労働省筋の情報として今検討しているというのは、実は国会議員のつても含めて情報が入ってきたので、実際に何か伝わっているかなということをお聞きしました。

それで、これまで後期高齢者の医療制度の問題お聞きしてきましたが、全体に言って、皆さんも感じているとおり情報が全然明らかになっていないと。しかし、来年の4月から制度が発出するというのは、間違いなく決まっていることであって、ここで手をこまねいていると、多くの高齢者の方々に困惑と不安を与えると同時に、実際に先ほど言ったとおり新たな負担をされる方も含めて、かなり追い込まれる状態になるというふうに思います。その意味で、日程上からすると今度の7月に広域連合の議会が発足して、最初の広域連合議会で基本条例の制定等が行われて、そして11月に広域連合の議会の中で保険料も決まるという日程になっていると思うんですが、それまでの議論というか、声を上げることが非常に重要だというふうに思っています。

それで、先ほど町長が、首長の間での協議機関の話もされていましたが、その点で、今挙げただけでも数々の問題があると思いますが、その辺の問題でできる限り、国としての制度ですから今の時点では動かしようがないんですが、軽減制度なり、それから町の負担なり、さまざまな問題点を含んだ制度ですので、その辺でぜひ実際の制度運用上の問題で、町としても、それから実際に後期高齢者に対しても、できる限り被害と言ったら変ですけども、重く負担増のしかかるような制度でないような、そういう制度上の改善を連合の中でもできるように、ぜひ町長とそれから課長にも、声を上げられる場では上げて行ってほしいなど。それが、実際に今回の制度の中では、なかなか権限を持つところまで至っていないのは知っていますが、その辺でぜひ声を上げていていただきたいというふうに思いますし、それからきょう広域連合の議員も、我が議会の中で選ばれると思いますが、私が今挙げた以上に、さらに突き詰めていけば問題点がありますので、ぜひ念頭に置いて、広域連合の議会の中でも声を上げて、そしてよりよい制度につくりかえるようなつもりで奮闘していただきたいなということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤一男君） これにて1番広沢 真君の一般質問を終結いたします。 次に、12番

小丸 淳君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔12番 小丸 淳君 登壇〕

○12番（小丸 淳君） 12番小丸 淳でございます。

1問だけご質問させていただきます。

質問事項として**今こそ見直す必要はないのか、公民館の役割を。**

今日、想像を絶する残虐な事件、自殺、官民を問わない組織の不祥事、金目的の事件、マナー欠落による事故等、数え切れない事件・事故の報道がなされております。何でこんな世の中になってしまったのだろうか、また、してしまったのだろうか。何とかならないものだろうかと多くの心ある国民は思っているのではないのでしょうか。

しかし、それは、その時代時代を担ってきた親や大人の責任以外の何物でもないと思っております。現に、50代、60代になってもささいなことでキレル中高年が年々増加しているとマスコミなどで報道されております。

私は、こうなった原因は、戦後「こころをはぐくむ教育」がおろそかにされてきたところにあると思っておりますが、これら問題の根は深く、解決の方法は単純ではなく、特効薬があるわけでもありません。本来、これらの問題の解決は、基本的には国の総合的な施策や国民運動的規模で行われるべきものと考えておりますが、国民1人1人がそれぞれの立場から、家庭で、学校で、地域で、あるいは社会の各界、各分野で考えていかなければならない課題であろうと思います。町としては、関係法令に基づきそれなりの施策を講じていることと思っておりますが、人間教育の中心的役割を担うのが公民館であろうと思っております。

そこで、公民館における成人に対する教育の現状についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） それでは、ご質問の公民館における成人に対する教育の現状についてお答え申し上げます。

ご質問にもございましたように、最近の報道には悲惨な事故、事件や不祥事等のニュースが相次いで報じられております。しかも、一向におさまることがなく、むしろ増加しているようにさえ思える状況でございます。

こうした問題の背景として、近年の都市化、あるいは核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等が指摘されておりますが、例えば核家族の問題を例に挙げますと、核

家族によって親の間に子育ての負担感や子供の教育の仕方がわからないといった育児に関する悩みなどが広がっていることが、平成14年に「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」の報告にも指摘されております。今日の子育てをめぐる社会環境の変化によって家庭教育が困難な状況になっている、こうした状況を踏まえて、親が家庭で子供を教育する責任があるのは当然でございますが、子供は家庭の中だけで育つわけではありませんので、子供が学校や地域のさまざまな人々に見守られて成長できるように行政と地域の連携による家庭教育への支援の取り組みを一層進めていかなければならないと考えておるところでございます。

ところで、ご質問にございます公民館の役割について、「人間教育の中心的役割を担うのが公民館」ではないのかということにつきましては、公民館の目的は、社会教育法第20条で定められておりまして、「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されておりますので、「住民のために、実際生活に即する教育」の規定に沿った変化する社会情勢を的確にとらえた事業の取り組みを心がけていかなければならないと考えております。

そういう観点から、町の教育委員会としましては、生涯学習課が中心となりまして、各生涯学習センターを拠点として、学校、保育所、そして児童館、子ども家庭課、健康福祉課など関係機関と連絡をとりながら、家庭教育、青少年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育等々の教室・講座を開設して各種事業に取り組んでおるところでございます。

とりわけ成人に対する教育につきましては、文部科学省委託事業の「家庭教育支援総合推進事業」を活用して、小学生、中学生の保護者を対象に「学童期子育て講座」「思春期子育て講座」を開催し、先ほど述べました子育ての負担感や思春期の子供の特徴など、育児に関する悩みの解消に努めておるところでございます。

また、3年目の取り組みとなりますイルミネーション体験活動「メタセコイアの奇跡！光り輝け槻木駅」では、文部科学省委託事業の「学びあい、支えあい地域活性化推進事業」を活用して、地域におけるつながりの希薄化の抑止、そして地域の環境整備の充実につながっていくことを期待して取り組んでおるところでございます。

各生涯学習センターにおきましても、成人教育では、「総合体験学習」「防災教室」など、家庭教育では「親子ふれあいサロン」「親子体験学級」など、高齢者教育では「いきいきスクール」「豊齢者教室」など、芸術文化事業として「文化祭」「囲碁将棋大会」「ふるさとまつり」、挙げれば切りがないほどなんですが、工夫を凝らして利用者の皆さんの要望も取り入れ

るとともに、地域住民の相互理解と融和を目的にした教室や講座を開催しておるところでございます。

また、宮城県の委託事業でございますが「コラボスクール推進事業」、これを活用して槻木小学校、それから槻木生涯学習センターが連携して、地域と学校の協働による体験活動を通して、地域のよさと地域の方々との交流の大切さ、これを理解する事業にも取り組んでおるところでございます。

地域のつながりの強化を図る「地域との連携事業」としましては、ふるさとづくり推進協議会、あるいは地区子供会、子供会育成会連絡協議会等々に、親や地域の大人同士のつながりによる地域社会の教育力の向上という観点からも、大きな役割を担っていただいていると考えております。

最後になりますが、議員のご質問にもございますように、昨今の事件・事故を初めとする諸問題を解決する特效薬はありませんが、地域の皆さんが学習の機会を通して主体的に地域の課題解決に取り組み、地縁的なつながりを強めて、お互いに安心した暮らしができるような地域づくりの拠点として公民館を位置づけて、その情報の提供、新たな講座の開設などの取り組みに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君、質問を許します。

○12番（小丸 淳君） 私自身、今回このような質問させていただいたのは、原案があるわけではありません。今回、教育基本法が大幅に改正になりました。それらを踏まえながら、お互いに話し合ってみたいというようなことで、そういうスタンスで質問させていただいたわけです。

私は、今の世の中の状態というのは、なるべくしてなったと思っております。これは、昭和天皇がお亡くなりになる前に、側近が昭和天皇に何でこんな世の中になったんだろうかと、これをもとに直すのには、あとどのぐらいかかるんだろうかというようなことを昭和天皇に申したそうです。そうしたら、昭和天皇は、当時、終戦後40年だったと思いますが、約倍かかるだろうと。あの当時で80年ですね、今であれば120年、終戦後60年たっていますから、これを直すのは120年かかるんだろうと思うんです。

それで、私は、昔のことで大変申しわけないんですが、ここにいらっしゃる方の大半の方は昔のことをおわかりにならないと思うので、若干その辺を紹介させていただいて、それから質問等に入らせていただきたいと思います。

私が小学校のころ、教育勅語というものがありませんでした。多分今、教育勅語を知っていらっし

やる方は、ほんのわずかしかないんじゃないかと思いますが、今で言う教育基本法の前文と1条、2条に該当するのかなと思いますけれども、中身は全く違います。

当時、教育勅語では、最初「朕惟うに」から始まりまして、「爾臣民」、昔の言葉ですから爾臣民ですね、国民の皆さんよということなんでしょうけれども、「父母に孝に」、これは両親に対して孝行なさい、「兄弟に友に」、兄弟は親しく交わりなさい、「夫婦相和し」、夫婦は仲よくやっていきなさい。こんなことを言いますと、きのうの森議員ではないですけども、DVなんていうのはなかったんですね、昔はね。これは、教育勅語のこういうことを踏まえたと思うのですが。「朋友相信じ」、友達同士はお互いに信じ合って仲よくやりなさい。当然いじめなんかは、今のような悲惨ないじめなんていうのはなかったわけです。「恭儉己を持し」、人に対しては恭しく、自分に対しては慎み深くやっていきなさい。「博愛衆に及ぼし」、皆を広く愛しなさい。そして、「学を修め」、学業に励みなさい。云々ということで、これを小学生のころ学校で教えられました。しょっちゅう言われるものですから、機会あるごとに言われるものですから、暗記していたんです。「朕惟うに我が皇祖、皇宗」ということなんですけれども、それをずっと暗記していました。それが一つの精神的なバックボーンになっておったのか、今になってもそれは思い出します。

そのほか道德教育を、小学校では修身という科目で時間をとってやったし、中学校に進学してからは公民という時間があるんですが、その公民という科目で、やはりしっかりとそういう道德教育を教え込まれたんです。非常に私の人間形成に少なからず役に立っているのかなと、今思います。まさに、日本国民として持つべきモラルというか、規範を徹底的にこの辺でたたき込まれたんです。

教育勅語の中には、若干悪いところ、悪いというか、軍国主義的なものもあるものですから、申し上げませんが、今言ったようなところは、今でも本当に大事なことだと思っているんです。それが、敗戦とともに、連合軍の占領下で民主化の名のもとに何もかも解体されて、精神的なバックボーンがなくなってしまったということなんです。

そこで、当時、なくなったものですから、文部省の公民課長、続いて社会教育課長をなさったそうですが、寺中作雄さんという人、この方が、もうバックボーンがないわけですから、しかも戦後は非常に荒廃してしまっていて、この状態で国家再建のためには何か教育の役割が必要だという認識のもとに、単に学校教育だけではだめだ、大人の教育、学習の場が必要と考えて、公民館というものを発意されたんですね、昭和24年です。それで、当初は、何か文部次官通牒で公民館をつくれということで奨励したそうですが、昭和24年の社会教育法で法文化されたと

いうふうに資料には書かれております。そのときは、公民館は、学校とともに代表的な教育機関だったと。総合的公民学校として位置づけられたというんですね。

そして、寺中さんは、公民教育の振興と公民館の構想というものは、一応つくったけれども、アメリカの占領軍、当時のGHQで対日社会教育政策というもので、かなり修正されているんです。したがって、寺中さんの思いが、多分この公民館の、今答弁にありました目的ですか、社会教育法の20条にある目的なんていうのは、若干へし曲げられたんだらうと私は思っているんです。本当はそうではなくて、教育勅語がなくなったから、それにかわるようなやつで何か公民教育をしていかなければいけないという思いで、この内務官僚である寺中さんが考えただけけれども、かなり占領軍で曲げられてこういう目的になったのではないかと。私の、これは推察です。ただ、かなり政策で修正されたというのは、資料なんかには出ております。

それで、そのころはしっかりとした活動館もなければ、公民館という施設館もなく、当時は青空公民館ですか、建物がありませんから、集まってはいろいろな、青年団だとか婦人会とか、そういった人たちがいろいろな話し合いをしながら、そしてそういう公民教育の一助にしておったということらしいんです。

長々公民館ができるまでの経緯をお話ししましたけれども、現在、全国の条例で決められている公民館というのが1万8,000あるんです。1,800市町村ですから、1,800市町村の中で1万8,000の公民館がある。かなりの公民館、約10倍ぐらいの公民館があるということなんです。ちなみに、今小学校は全国で2万4,000あるんでしょうか、中学校が1万。ですから、中学校、小学校合わせて3万4,000ですから、そのうちの半分ぐらいの数は公民館が結構あるということなんです。ですから、その公民館が、当時から公民教育というか、しっかりとした教育を、心の教育ですよ、心の教育をやっていたら、今日のような世の中にはなっていなかったのではないらうかなと私は思うんです。それが、敗戦とともに、ぴたっとそちらの方はなくなってしまったということだと思います。

それで、今回教育基本法が改正されて、これではいけないということで、かなり条文の中に入れ込まれました。家庭教育に関する事、幼児期の教育に関する事、それから学校、家庭、地域住民との相互の連携協力に関する事、生涯学習の理念に関する事、ここで初めて生涯学習という言葉が取り入れられているんですね、今回の教育基本法の中で。今までは、生涯学習という言葉はあったけれども、法律の中にぴしっとしたこういう項目が取り入れられたことはなかったのではないかなと思うんですが。それから、教育振興の基本計画等をつくれというようなことがありますし、社会教育の振興も、今回は「振興」ということで強調されて

おります。そんなところが、今回教育基本法の改正された主なところだと思うんですが、いずれにしろ、共通して言えることは、今世の中を見ていると、大人が変われば子供も変わるんだと、また社会も変わるというふうに私は思います。子供じゃないんだ、大人なんだと私は思うんです。大人が変われば子供も変わる。これは必ず変わります、子供というのは大人を見て育つわけですから。

そこで、逐次質問させていただきたいと思っておりますが、私は公民館というのは生涯学習何とかかんとかという話になっていますが、やはり生涯学習といっても、昭和24年当時この公民館をつくられたときの精神は、私はだれが聞いても、それを否定する人はいないと思うんです。したがって、その精神をやはり引き継いでいかなければならないだろうと思うんですが、そこで公民館というのは非常に大事だというふうに私は思っているわけです。

それで、昨年、一昨年でしょうか、17年12月定例会で公民館等の改編に取り上げられました。私も、あのころは非常に悩みました。行政改革の名のもとに、こんなにしているのかなということをつくづく思ったんですが、やはり今のところは行財政改革優先だなというふうに思ったものですから、賛成に回ったわけですが、確かにこの社会教育というのは、今、文部科学省も言っているように、教育の三本柱は、家庭教育、学校教育、社会教育だと言われているんです。これが三本柱なんだと。したがって、私は、社会教育を担当する公民館、今一部生涯学習センターというふうになっておりますが、この辺はやはり重点的にといますか、非常に重視していかなければいけない施策だと私は思っているんです。

一昨年の17年の12月の定例会で、公民館も一緒に行財政改革の一環としてあれになったときに、非常にそういうことで悩みましたけれども、現在こういうふうな状況になっております。そのときに、公民館のあるべき姿ということで、こういうふうにしても、果たして公民館の本来あるべき目的は十分達成できるのかという質問に関して、「今回の再編で社会教育主事の資格を有する職員の配置を考えながら、専門性を持った職員でカバーしていく」と、こういうご答弁があったわけですが、現在、柴田町では、これら専門職員というのは何名いるのか。社会教育、私は重視しなければいけないものだと思いますが、その専門職員というのは何人ぐらいいるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまの小丸議員のご質問は、社会教育主事の資格を持っている職員が町全体で何人いるかというご質問ですよね、それとも……（「それが公民館に配置されているのは何名いるか」の声あり）はい、ありがとうございます。

申し上げます。公民館ですと、それぞれの施設に1人ずつ配置になっているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） その人たちは、いわゆる拠点となるそれぞれの生涯学習センター、三つありますが、そこに1人ずつ配置になっているということでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） そうでございます。今職員は、各生涯学習センターに配置ということになってございますので、槻木、船岡、船迫、各センターに配置になっているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） その職員たちの現在の在任期間というのは、何年ぐらいずつになっているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） それぞれに、今回19年4月に異動した職員でございますので、勤務地が、例えば船迫生涯学習センターにおった職員が今回船岡生涯学習センターに異動したり、あとは生涯学習課におった職員が船迫生涯学習センターに異動したというようなことで、19年4月からというふうに考えればまだ1年なんですけれども、継続して生涯学習課の中に配属になっていた職員ということでもございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） そうすると、今からそれぞれ配置になった専門職員が職務を果たしていくということになると思いますが、大体どれぐらいの在任期間を置くつもりでいるのか。これは町長でしょうか。町長、ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 一般論で、特に社会教育主事何年とは決めておりませんが、今、最低3年でローテーションに回していると。というのは、職員からも長く置いてほしいという声よりも、いろいろな部署を経験したいということでございます。ですから、社会教育主事という方もいろいろなところを経験して、本来の仕事を中心にいろいろな場所を経験して能力を身につけるということでございますので、3年というふうに今、しております。3年以上ということですね、余り長くないようにということでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） はい、わかりました。なるべく一遍に3名同時に異動ということではなくて、やはり定時というか、だれかは残るといような感じにしないと、ちょっと中断してしまうのではないかと、社会教育そのもののあり方が中断してしまうのではないかと思うので、その辺配慮をしていただきたいなと思います。

それから、専門職員の仕事は、どういう仕事をそれぞれの公民館でなさっておりますか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 社会教育主事は、そういう社会教育事業の、生涯学習課が担当する事業の、私たちも含め、各関係する職員への行事の指導というものも含んでいるんですけども、本来的には、職員でございますので、通常の私たちが従事している内容等が主といたしますか、それも含んでおります。ですから、同じ勤務状態になっているということです。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） その専門職員というのは、いわゆる社会教育事業の企画的なことはなされているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 当然その方の担当もしております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今度の教育基本法の改正で、今言いました三本柱というのは、家庭教育、それから学校教育、社会教育ということで、それらを連携をとるといことが、今回新しく条文が一つ出ているんですが、その連携なんかの職務は、その専門職員の仕事になっているのかどうか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 柴田町では、昨年度に今の学校または社会教育と言われる学社連携推進委員会準備委員会ということで昨年取り組みまして、ことしは学社連携推進委員会とこのを設置して動かしております。その中には、社会教育主事の資格を持っている職員も参加しているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ちょっと町長にお伺いしたいんですが、先の改編で公民館という、あるいは公民館に類似した名前のあれが、生涯学習センターと公民館という名称が変更されたんですね。その趣旨はどのような趣旨で変更したのか、ちょっとお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これからは、やはり公民館で単に生涯学習の勉強する場というところから、生涯学習センターを中心に地域の課題を解決する方に向いていかなければならない。そのときには、やはり1人1人が地域の中の問題点に気づくと。そして、学んで、そして自立をしながら実践活動に結びつけていくと。そのためには、生涯にわたって自分の力をつけていかなければならないと、そういう思いがございました。ですから、これからは生涯学習を通じて地域の課題を解決してほしいということを踏まえまして、生涯学習センターという名前に切りかえさせていただいたところがございます。ですから、小丸議員の今おっしゃった専門職員の関係と、きのう佐藤輝雄議員から、それは将来は地域に任すべきだということは、職員がいなくなるということでございます。この関係も詰めないと、行政改革で人がいなくなるということで、地域にすべてお任せしていいというふうにすぐにならないときのうお話をさせていただいたのは、こういうところにもやはり問題点が生じていると。それについては、やはり議会と、今聞いてみると意見が違うわけですね。専門職員を配置してもっともっとやるべきだということと、これは行政改革の観点から地域にお任せして、地域の課題は地域の力でということなんです。そのときに専門職の人たちをどう張りつけていくか、こういう問題も実はありますよね。ですから、生涯学習センター、公民館の役割というのは、地域自治組織の関係もございしますので、大いにこれから議論をしていかないといけないと、今すばっと回答はできないのではないかなと。改革の途上ということにご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今、町長おっしゃったように、私も町長にそれは同意です。公民館というのは、あくまでも公民教育、あるいは善良な市民教育、これをやる場所なんです。したがって、管理は、いわゆる建物の管理とかなんていうのは、指定管理者制度というのは、これは問題ないと思うんですが、少なくともそういう公民館の企画的なあれは指定管理者制度になじまないのではないかと。私の勉強した限りにおいては、やはりそういう資料、書物がいっぱい出ております。やはり公民館教育は、あくまでも指定管理者制度にはなじまない。公民館というのは、一つの公民教育をやる場所なんだということで、施設とかなんかの管理は問題ないけれども、それは中身の企画業務とかなんかは、やはり専門職員にやらせるべきだというような考えを持っている人が、かなりまだいるし、またそうあるべきだと私も思いますのでね。

ただ、ちょっと名前が、片や公民館、片や生涯学習センターと、こうなっているので、これは何で統一されなかったのかなと。私、今思うに、生涯学習センターというのは、いわゆる拠点となる館、地区の方は生涯学習館でもいいのではなかったのかなと思うんですが、公民館と

いう名前を残された理由はどこにあるのか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

生涯学習センターの名称改称におきましては、ただいま町長が申し上げました趣旨でございまして、その核館になるところが、各中学校区を一つの単位ということで考えていくということで取り組んだものでございまして、今小丸議員のご質問にございますように、従前の、例えば船迫公民館というような公民館の名称を、なぜ生涯学習館というようなことにしなかったのかということでございますけれども、それにつきましては、その中学校区の核館を中心にして事業を運営するということの考えのもとに、その核館になるところの施設を生涯学習センターというふうな名称に変えたということでございます。

それで、これまでのものにつきましては、公民館設置条例の中で規定しておりましたので、名称の変更は、その中心になる3館だけの名称の変更という考え方で取り組んだということでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 実は、公民という言葉に私も若干こだわりがあるんですが、やはり生涯学習センターという言葉は、あれは何年ごろでしたか、ユネスコで取り上げて以来使われるようになったんですね。1965年でしょうか、1965年のユネスコの成人教育推進に関する国際委員会というところで、成人教育の期間を拡張して、人の誕生からその死に至るまで一生を通じて行われる教育の重要性を強調されて、生涯学習という理念が取り入れられたというふうに書物には書いています。ですから、生涯学習というのは、学校教育も入るし、家庭教育もみんな入っていくわけです、今度ね。したがって、それは町長おっしゃったように生涯学習でいいんですが、片や生涯学習センターと生涯学習という言葉を使っておって、片や公民館と使っていると、何かそこに違和感を感じて、何ともしようがないんです。その辺、検討課題だと思いますので、将来検討していただきたいなと思います。そうでないと、どうもね、片方が公民館ですから。

次に移りますが、そこで、ちょっと私はいつも感じておって、生涯学習という言葉をどんどん使われ出してからというのは、何か生涯学習センターにしる、公民館にしる、いわゆる趣味、娯楽、そういったものの集会的なあれが非常に多くなっているなあと。本来の、先ほど来言っているような、寺中作雄さんが考えられたように、いわゆる教育勅語がなくなったので、それにかわるものとして、ひとつ人間の心をあれしていくという、そういう教育的なものが何

か非常に少なくなったような気がするんです。生涯学習だと、どうしてもそちらの趣味、娯楽に走っていくというか、大事なものをおろそかにされているのではないかというふうに思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 議員のご質問でございますように、確かにいろいろな事業がセンターの中でとり行われているんですが、先ほど教育長の答弁させていただいた内容にも、法で目的を規定されてございます。ただ、各センターといたしましても、生涯学習課といたしましても、地域に住む皆様のそういう思いといいますか、要望も取り入れた中で進めていくという考えもございまして、またそういう中の講座を通して、ご家庭に帰ったらそれを話題にして話をさせていただくとか、そういう具体的に皆さんのご要望を受けて実施するということにサポートをしているということを基本的に考えていますので、ご質問にありましたように趣味の教室、講座だけではなくて、ただいま町長が申し上げましたように各地域での課題を解決するというようなテーマも、これからはどんどん取り入れて行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今、柴田町の公民館施設、生涯学習センターも含めて、ちょっと見ますと、非常に講演会だとか、あるいは教養講座といいますか、何かそういうものが非常に、私いつもいろいろ見ているんですけれども、少ないような気がするんです。もっとそういう講演会なんていうのもあって、そして、もちろん柴田町、こんなことを言うと大変失礼なんですけれども、何をやっても余り集まらないんですよ。集まらないので、そういった講演会をやったり何かやっても、かえってもむだかなと思うこともあるんですが、しかし、いい講演会をやったり、いい講座を設ければ、やはり集まってくると思うんです。

ちなみに、今度あれですか、船迫中学校でしょうか、小学校だか、例の夜回り先生が来るということですね。いやもう殺到しているんですね。制限されて、なかなか今は入れないらしいんですが。夜回り先生が有名だからみんな来るということではないんでしょうけれども。やはりいろいろその講演される人を探せば、いないわけではないのではないかなと思うんです。ちょっと聞いた話ですけども、旧大宮市で前、若田光一さんですか、宇宙飛行士、あの人は、皆さんもテレビでよく見ているように、非常に人格がすぐれている人ですね、見ていて本当に人柄がいいなと、こう思いますね。しかも、勇気があり、実行力があるというか、闘志がある。非常に人間的にすばらしい人だなと私も見ているんです。それは、やはり皆さんも見えてい

るんですね。あるときに、この若田光一さん、こういう人を育てたお母さんというのはどういう人なんだろう、こういうことが話題になったそうですよ。そして、1回そのお母さんに、こういう子供を育てるには、どういうふうにして育てたんだということを聞いてみようということで、講演会を開いたらいいんです。そうしたら、物すごく集まったんだそうです。やはり身近なところに、同じ市内だったそうですけれども、本当に身近なところにそういった隠れた人もいるんですね。柴田町3万9,000ですから、私は人材はいっぱいいると思うんです。だから、よく選んで、そして講師にお願いして、そしてまたPRなり、あるいは宣伝というか、お知らせなりなんかして、こういった話をということになったら、興味を持って集まってくる方もあると思うんです。そういったことで、ひとつ講演なり、何かそういうのをもっと頻繁にやってもいいのではないだろうかと思うんですが、その辺のお考えお聞きします。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） いろいろとご指導いただきありがとうございます。

今、船迫中学校の方、夜回り先生のお話が出ましたが、これは船迫中学校が創立のたしか20周年でしたか、それで記念事業ということで行うということでございました。校長の方もかなり気合が入りまして、相当経費をかけてやっているということでございますので、町の方で公民館等で、こういった中央等の講師先生を依頼して講演会等を開催するということは、当然経費が伴いますので。ただ、効果は非常に大きいし、広範囲に意図するところが伝わっていくわけですので、そういったこともこれから十分参考にしながら検討してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ちょっと課長に聞きますが、講演なんかは過去どれぐらいやっておりますか、年に。ちょっと私がミスっているかもしれませんので。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 講演の数ということになりましょうか。今、すみません、これまでの何件やっているかというデータはないんですけれども、18年度におきましても、例えば家庭教育支援だったかと思うんですが、絵本の読み聞かせというようなことで、豊田先生の講演とか、そういうことはさせていただいております。すみません、全体で今まで何件やったかというのは、ただいまちょっとデータを持っておりませんので、申しわけございません。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） そういう本の読み聞かせというのも、それも大事なんですけど、私は夜眠

れないときに深夜放送を聞いているんです。ラジオ深夜便ですか、4時から5時まででしょうか、朝方。皆さん恐らく、仕事があるから聞いていらっしゃる方はいないと思うんですが。この中に非常に、本当に心から陶醉するようなお話をされる方がいるんです。楽しみにしているんですが、私も聞こうと思っているうちに、その時間過ぎてしまったりすることがあるんですが、そういう心を震わせるというか、私は先ほど来、人間教育、人間教育と、こう言っているんですが、やはり心に訴えるというか、心の教育、そういったものを陶冶する、そういった先生というのは、私は柴田町でもいるのではないかなと。ラジオ深夜便を聞くと、よその全国いろいろな人がしゃべっているんですけれども、柴田町かいわいでもいらっしゃるんじゃないかなと思っているんです。やはりそういう先生ですね、よく住職さんだとか、神社の宮司さんなんかも、結構いろいろな心をあれするようなお話もしていらっしゃるし、いろいろなね、それが適当かどうかわかりませんが、ああいうラジオ深夜便で心を奮い起こさせるような、もちろん皆さん年配の方ばかりです。若い方のお話というのはないんですが、年配の方ばかりなんです、我々年を食っても本当にいい話だなあ、こういうような話があるんです。したがって、できるだけ柴田町でもそういった人を掘り出して、いるんだろうと私は思うんです。私も、柴田町に生まれ育ってずっと来たわけではありませんので、よくわかりませんが、そういった人を掘り出して、そう人たちとかにぜひそういう話をしてもらって、町民の方が聞きに行ってもらおうと。また、聞きに行けるような機会をつくっていただくというふうにしてもらおうと、非常にありがたいなと思います。

次に、ちょっと乳幼児といいますか、子供を持つ親の教育ということでご質問させていただきたいと思いますが、今子供を持つ親の教育ということで、今回の教育基本法の改正でも、随分強調されております。やはり言葉で言えば親学と言うんでしょうか。親の学問——親学。現在、柴田町で乳幼児、それから児童生徒、そういった人にどういう親の教育、親学を教育しているのか。できれば分けて、いわゆる健診の際に来ている人たちを対象にとか、あるいは保育所、幼稚園、小学校、中学校、こういったところでどういう親学の教育をしているのか、わかる範囲で教えていただければありがたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） それでは、ご説明申し上げます。

18年度におきましては、「思春期子育て講座」ということで、各小学校、全小学校なんですけれども、6校で小学生の保護者を対象にしまして「生きる力をはぐくむ家庭とは」というような名称で、講師による講座を設けております。

また、その他の機会を活用した子育て講座というようなことで、各施設、例えば各生涯学習センター、または児童館等を会場に、その子育てについての親の保護者に対する講演というような講座もやっております。

19年度におきましても、学童期子育て講座ということで、各全小学校での「スポーツと子育て」というようなテーマで、7月3日を初日にそれぞれの小学校で開催するという計画でございます。

また、思春期子育て講座ということで、これは思春期を乗り切る親の姿勢と申しますか、そういう多感な時代の子供との接し方というようなことのテーマで、槻木中学校において講座を開くという計画であります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午前11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番小丸 淳君の質問を続けます。小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） それでは、もう幾らもありませんけれども、午前中に引き続いて、まだ答弁漏れがあったと思いますが、小学校、中学校の親学の教育についてちょっとお伺いしましたが、幼稚園、保育所、それから、それ以下の乳幼児期、それらを対象にした親に対する教育と申しますか、それらがどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、保育所、幼稚園というご質問でございました。その中では、親子学習会というようなことで船岡保育所、また槻木保育所等で、乳幼児と保護者との両方に対する講演会というものを開いております。

また、それ未満の子供たちということなんですけれども、これは健康福祉課の事業と連動させまして、「1歳お誕生相談」というところにおきまして「早寝・早起き・朝ごはん」等の、家庭教育手帳も配布しながら、その家庭教育の重要性について啓発をしておるところでございます。

また、同じく「にこにこママ離乳食」というところにおきましても、家庭教育の啓発に取り組んでいるところでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今般、教育再生会議あたりへの提言ということで、ある人が出しているやつをちょっと見たんですが、やはり何ととっても大人の教育が一番大事なんだけれども、といても、全部が全部大人の教育という機会もないし、あれだと。これからは、やはり子供をしっかりと育てていかなければいけないということで、その子供たち、乳幼児を含んで、お腹に入る前からという話をこの人は言っておりますが、そのころから親としての教育、これをしっかりとやっていかなければいけないというようなことを提言されたようです。そこで、乳幼児の健診時に親学講座を義務化したらどうなんだというような話も提言されているんです。そのときに、母子手帳というのがあるんですか今、昔はあったんですね、家の子供を育てているころは母子手帳というのがあったんですが、母子手帳にそういう親学の講座を受けたら判こをもらおうと。それで、何回か継続的にその講座を受けていくというような仕組みをつくったらどうなんだという提言をされているんですが、それに対するお考え、いかがなものかお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

母子手帳交付時に、赤ちゃんが健やかに育つ環境云々というようなことで、そういうことのための冊子を皆さんにお配りしてございます。

それで、ただいまの親学関係の講座につきましては、大変貴重なご意見でありありがとうございます。今後検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） この提言は義務化しなさいと。まず、とにかく一番最初のそこから始まるのではないか、親学というのはそこから始まるのではないかとということで提言されていますので、ぜひ町の方もそういった、非常に私もこれを見て、いいことだなと思いますので、ご検討してください。

あと、今言った親学の講座なんですけど、どういったことをどのように、しかもだれが教育をしていくんだというのは、何かマニュアルみたいのがあるのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） マニュアルというものは、今のところはありません。

ただ、先ほどからのご質問にもございますように、また答弁でも申し上げましているとおりに、地域との連携を図りながら、あとその地域で子供たちを支えていくと、育てるということも考えながら、そういうテーマで取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。

具体的に18年度で行った内容につきましては、それぞれに青少年野外活動インストラクターの方とか、あとはみやぎ子育て女性健康支援センターからの講師をお招きして、それぞれの講座を開いているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 公民館の事業というのは、いろいろ解説書にも書いてありますけれども、反復して継続的にやるのが大事だと書いてあるんですね、事業は。したがって、反復して継続的にといても、だれにどんな話をいつしたかというのがわからないと、やはりその辺の整理がなかなかつかなくて、重複してみたり 重複はいいんですが、漏れたりなんかすることもあるでしょうから、やはりその辺の整理といいますか、管理といいますか、教育の管理ですね、その辺をしっかりとしなければいけないと思うんですが、そういう記録みたいのは何があるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） これは、例年議会にもご提出しております実績報告の中で、それぞれの講座とか実施内容につきましては、ご報告しているところですが、ただいまのようなことにつきましては、例えば小学校の5、6年生を対象にしたという講座でありましたら、毎年5、6年生の子供たちがかわっていきますので、そちらの対象の保護者は毎年かわると、同じ方もいらっしゃるけれども、そういうことで継続していくという考えで取り組んでいるところでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 大体その講座の受講率というのは、平均どのぐらいになっているでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 例えば今お答え申し上げました「1歳お誕生相談」での参加者は272名、これは18年度でございますが、272名。また、「3歳児ワールド」ということで、3歳児になる子供たちを対象にした講座等の参加では370名というようなことになっております。それぞれに開催する講座によって人数はいろいろでございますが、参加を促すようなPRもあわせて努めているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） それは、対象者の割合というのはわからないですか。何%ぐらいの受講率なんだろうか。受講率の関係ですね。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 例えば今の講座で申し上げますと、3歳児を持たれる保護者が、全部を100にして何%になるかということですか。大変申しわけありません。今その率は、数字としては持っておりませんので、後で調べておきます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） やはりこういう教育というのは、私らも経験から言うと、教育を受けるべき対象人員は何人いて、そして実際受講したのはどれぐらいいるんだというのは、どうしても大事な問題ではないかと思imasので、その辺ひとつしっかりと管理をしていただくと、成果も上がってくるのではないかなと思imasので、その辺要望しておきます。

今の社会教育、教育基本法、先般の改正する前は、連合軍の占領下における教育基本法ができたわけですが、今回そういったバリアもありませんので、かなりいろいろなことを盛り込まれたなということで、私も満足しているわけです。今後恐らく、教育基本法が改正されたので、それに基づいて学校教育法なり、あるいは社会教育法なりが、逐次改正されていくだろうと思うんです。先ほど来言っておりますように、社会教育法も占領下の中でつくられているということで、かなり修正も受けて、本当はこうありたいんだけどもという、それもなかなかかなわなかったというようにいきさつもありますので、これからも修正されていくものだと私は思っておりますが、ひとつ教育基本法、今回出ましたので、それに基づいて町としても気持ち新たに、またいろいろ考えていただきたいと思imas。

いずれにしろ、先ほど私が冒頭に質問させていただいたように、やはり心の教育、この心の教育というのが、本当に終戦後なされてきていない、心をはぐくむ教育ですね、それが諸悪の根源になっていると言っても言い過ぎではないのではないかなと私は思っているんです。そういうことで、ひとついろいろ社会教育事業をやるにおいても、心の教育にどういうふうに変化するんだというようなこと、常にそれ等を考えながら、ぜひ教育の成果が上がるようお願いしたいと思imas。

先ほどちょっと早目に来たら、「ラジオ深夜便、心の時代、聞ってるよ」という、ある課長さんがいて、私も心強く思imas。ぜひ私は、言葉伝えでもいいです。言葉伝えで、これを「いいよ、いいよ」ということで皆さんに宣伝していただいて、機会があったらぜひ聞いてい

ただきたいなと思います。確かにラジオ深夜便の心の時代というのは、いい放送内容をやっています。NHK第一で朝4時から5時までです。よくないときもありますけれども、いい人がおりますので、宣伝をしておきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） これにて12番小丸 淳君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問の通告に基づく予定された質問はすべて終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

次に、宮城県後期高齢者広域連合長から、4月13日付で広域連合議会議員1人の選任依頼がありました。よって、地方自治法第118条及び広域連合規約第8条の規定により、選挙を行います。

日程第3 選挙第1号 宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

○議長（伊藤一男君） 日程第3、選挙第1号宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命ずる。

〔書記 議場閉鎖〕

○議長（伊藤一男君） ただいまの出席議員数は20名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番広沢真君、2番有賀光子さんを指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、立会人には、1番広沢真君、2番有賀光子さんを指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔書記 投票用紙を配付〕

○議長（伊藤一男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。よって、選挙すべき者1人の氏名を記載してください。

投票箱を点検させます。

〔書記 投票箱を点検〕

○議長（伊藤一男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

記載所は特に設けておりません。それぞれの議席で記載の上、投票箱に投じてください。

投票は、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、その順番で投票願います。

点呼を命ずる。

○議会事務局長（松崎 守君） それでは、呼び上げます。

1番広沢 真議員、2番有賀光子議員、3番水戸義裕議員、4番森 淑子議員、5番大坂三男議員、7番白内恵美子議員、8番百々喜明議員、9番佐藤輝雄議員、10番我妻弘国議員、11番太田研光議員、12番小丸 淳議員、13番星 吉郎議員、14番水戸和雄議員、15番加藤克明議員、17番杉本五郎議員、18番加茂力男議員、19番大沼喜昭議員、20番大沼惇義議員、21番加茂紀代子議員、議長は議長席で投票ください。

○議長（伊藤一男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人、1番広沢 真君、2番有賀光子さん、立ち会いをお願いいたします。

〔立会人2人 登壇〕

〔書記 登壇席にて開票〕

○議長（伊藤一男君） これより、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

うち

有効投票 20票

有効投票のうち 小丸 淳君 12票

広沢 真君 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、小丸 淳君が宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場開鎖〕

○議長（伊藤一男君） ただいま、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました小丸 淳君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選告知をいたします。

この際、当選されました小丸 淳君を紹介いたします。

小丸 淳君の登壇を許します。

〔12番 小丸 淳君 登壇〕

○12番（小丸 淳君） ただいまの選挙で宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員に選出されました小丸 淳であります。

私も、後期高齢者に手が届くようになりました、間もなく。これからどういうことになっていくものか、先ほど広沢議員がちょっと質問されておりましたが、まだ雲をつかむようなことのようにございますので、しっかりと中身を勉強しながら、皆様のご期待に沿うような活動をしてまいりたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。（拍手）

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成18年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました第1回定例会の後に、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税及び町債など各種の歳入が確定したこと、歳出においては、介護保険特別会計繰出金の確定など各事務事業の精算完了によるもの、さらには、財政調整基金と町債等管理基金への積み立ての措置を講じた結果、歳入歳出とも1億8,149万4,000円の増額補正をすることとなりました。

この追加補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ107億4,431万8,000円となります。

また、債務負担行為の補正として、1件の変更を行っております。

以上の補正予算を地方自治法第 179条第 1 項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書の 5 ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8, 149 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 4, 431 万 8, 000 円とするものです。

10 ページをお開きください。

第 2 表は、債務負担行為補正ですが、平成 18 年度生産組織等大型農機具導入利子補助の期間と限度額を変更するものです。申請に基づきまして、3 月に額が確定したことによる変更です。

第 3 表は、地方債補正ですが、都市街路整備事業費の限度額を増額補正するものです。新栄通線道路改良整備用地取得と舗装工事が主になりますが、当初は補助以外の経費について 55% の起債充当率を見込んでおりましたが、国の補正予算によりまして、一般公共事業債について 100% まで充当率が引き上げられました。そのことによりまして、100% 借りることとしたために、限度額を増額補正するものです。

続きまして、事項別明細書によりましてご説明いたします。

歳入歳出の増減の大部分が、決定見込みや額の確定によるものですので、主な事項だけご説明いたします。

最初に歳入であります。

14 ページから 25 ページになりますが、18 ページをお開きください。

表の一番上になります。使用料及び手数料、項 1 使用料の目 1 総務使用料、行政財産使用料の 428 万 4, 000 円の減額ですが、駐車場として賃貸しております平成 17 年度分の滞納繰越分で、経営状況が思わしくないという会社が 1 社ありまして、その会社 1 社分の減額でございます。

25 ページをお開きください。

中段の表になります。諸収入、雑入、目 3 雑入の節 6 雑入です。説明欄の下段になります。おぎゃー献金補助 27 万 3, 000 円は、障害を持つ子供たちを助ける財団法人日母おぎゃー献金基

金からの補助であり、歳出の心身障害児通園事業費で備品購入費を計上しています。その下の小規模作業所緊急支援事業費補助金 110万円は、障害者自立支援法の施行で17年度で廃止になった小規模作業所運営費補助金にかわり、3月に緊急支援策として実施されることになった補助金であり、歳出の衛生費、保健衛生費の保健指導費の特定財源として計上しております。

次に、下段の表になります。町債の土木債、都市計画事業債ですが、1億3,280万円増額するものです。先ほど地方債補正でご説明いたしましたが、主に新栄通線道路改良整備用地取得と舗装工事分になります。

次に、歳出についてご説明いたします。

26ページから45ページになります。27ページをお開きください。

表の中段になります。総務費、総務管理費、目6基金管理費を2億5,000万円増額するもので、財政調整基金積立金2億円、町債等管理基金積立金5,000万円を積み立てするものです。今回の補正によりまして、基金残高は、財政調整基金が5億3,734万3,176円、町債等管理基金が1億2,327万5,871円になります。19年度当初予算に両基金から2億5,000万円を繰り入れておりますので、現在の両基金残高は4億1,061万9,047円になります。

33ページをお開きください。

民生費、児童福祉費の目8心身障害児通園事業費（むつみ学園）の25万5,000円の増額ですが、歳入の雑入でご説明いたしましたおぎゃー献金補助でポータブルランプを購入するものです。

34ページをお開きください。

衛生費、保健衛生費の目7予防費、節13委託料の増額185万4,000円ではありますが、それぞれの検診委託料が確定しましたので、増額するものです。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括質疑といたします。歳出についても一括で行います。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 18ページの総務使用料の減額428万4,000円。先ほど、駐車場1会社だという話なんです、会社名がわかればちょっとお尋ねしたいなと思います。あと、その駐車場の場所と。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 会社名は、具体的には北船岡の大型ショッピングセンターということでご理解いただきたいと思います。サンコアでございます。経営が厳しいということで、平成15年度から実は10%使用料を減免しておりまして、16年度までは完納しております。それで、17年度になりまして、なかなかやはり経営が思わしくないということで滞納がありまして、18年度中に支払いができなかったということで、いろいろご相談しまして、17年度分につきましては、4月から分納で19年度中に17年度分を支払うということで、4月から毎月分割で納入していただいております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 17番杉本君、よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）
次、10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 今の件なんですけれども、今、説明では、17年の滞納分分割をまだ、これは納められないということでマイナスということですね、減額と。じゃあこれは18年分はどういうふうになっているのか、それも教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 今回の減額しましたのは17年度分ですけれども、18年度につきましては、3月までで実際は年度終わるわけですけれども、5月まで歳入が会計上できるということで、この専決処分時点では、いろいろ交渉しておりまして、5月まで何とかというお話ししたんですけれども、やはり17年度分も納められない状況なものですから、18年度分につきましても1年ずらして、17年分が終わりましたら、何とか来年度も同じように分割してお支払いはするというので今進めております。ですから、この補正額につきましては、補正前の額2,697万円という額がありますけれども、これには18年度分も17年度分も当初は収入として見込んでいたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、よろしいですか。

○10番（我妻弘国君） そうすると、この18年度分は、すっかり19年度にスライドさせるという考えで、じゃあ18年度はいつ、例えば19年に入ってきてても……、そうするとずっと1年間スライドしていくようになりますね。その辺はどんなふうに話し合っているんですか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 当然今17年度分を、ことしの4月から来年3月までに納めるということです、18年度分につきましては、20年度4月からということで今お話ししておりまして、来年も同じように専決処分、このように18年度分が減額ということになるかと思っております。それで、今この会社におきましても、銀行さんといろいろ再建策を今模索しているところ

ろでございまして、いろいろ町の援助策も得たいというような話で来ております。そういうことで、まだ具体には決まっておられませんけれども、今銀行等に出している再建策、それを町の方に持ってきていただいて、使用料につきまして、例えば5割減免とか、そういう措置を今から検討していくということで話し合いを進めておりまして、とにかく18年度分までにつきましては、これまでどおり分割でも必ずお支払いしますということで、19年度、今年度以降につきましては、今お話ししましたように5割減免なり等で何とかしてもらいたいということで要請は来ております。その辺につきましては、銀行の方に出しております再建計画等を町の方でいろいろ協議しまして、結論を出したいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 再建計画を見ないうちはわからない、それで町の方にも援助要請をお願いしてあるというような今説明なんですけれども、これを貸すときに連帯保証人はとってあるんですか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 連帯保証人はとっておりません。使用料ということで、行政財産の使用ということで駐車場使用料ということで申請いただいて、そして許可をしているということでございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 駐車場を貸す場合に、何らかの形で契約書はとってあるんでしょう。じゃあ契約書の中で、その保証人とかそういうやつは一切出ていないんですか、甲乙ではなくて。ただ駐車料金だけいただければいいというふうなものの契約書なんですか。じゃあ後でその契約書見せてください。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 行政財産の使用許可ということで、これ以外にもたくさんあるわけなんですけれども、それにつきましては使用許可申請を出していただきまして、それに基づいた使用許可ということで条件をつけまして、使用料が幾らということで契約しておりまして、そこには連帯保証人ということではついていないということでございます。

○議長（伊藤一男君） 9番佐藤輝雄君、よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） なしと認めます。

次に、歳出の質疑を許します。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 28ページの総務費の3、宮城県議会議員一般選挙費のところなんですが、3万2,000円のマイナスとなっています。一般財源となっておりますが、県議会選挙の場合、これは県に返すということになるわけですか。そうすると、国県支出金の方のマイナスになるのではないのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 18年度の専決処分ということでございまして、一般財源を減額して、県には、18年度は確定していますので、変化はなしということでございます。

○議長（伊藤一男君） 7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） すみません、これで確定ですよ。これで確定したので、この分を県に返すんですかという質問なんです。というのは、予算審査委員会のときに、例えばこういう選挙で、例えば国政選挙や知事選だ県議選だがあったときに、余ったお金はどうなるんですかと聞いたら、もちろん返しますということだったんですが、そうすると、これも確定なのだから返すということになるわけですか。

すみません、あと一つ聞き漏れました。34ページの7予防費に麻疹風疹予防接種委託料が出ているんですが、接種率はどのくらいだったのでしょうか。それから、医療機関で受ける場合、金額はどうなっているのでしょうか、その医療機関によってばらばらなのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 1点目、総務課長。

○総務課長（村上正広君） 宮城県議会議員の一般選挙につきましては、18年度と19年度の2カ年の交付金というような形になってございます。それで、18年度に使った分については確定ということで、ここで3万2,000円減額ということで、これは減額になった分については一般財源でも出していますので、県からの補助金以外に一般財源でもある程度金を支出していますので、一般財源から3万2,000円を減額して、まだ一般財源は幾らか残っているわけですが、それ以外の分については、18年度は県からの交付金ということは確定していますので、それはそのままということになります。あと、19年度でも若干、6月補正も今議会に、今から出てきますけれども、それらについても、宮城県議会議員選挙ということで、最終的に18、19にまたがった交付というふうな形になっておりまして、19年度は19年度で新たに、今回おおよそ6月で確定ということになりますけれども、それできちんとした19年度の精算というような形になります。

○議長（伊藤一男君） 2点目、健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 34ページになります。麻疹風疹関係の委託料でございますの

で、先生方に注射を委託、その委託料でございまして、広域で接種できるようになっていますので、それで他市町から本町の方の接種したというふうなことで、委託料の請求が3月末に集中してしまいますので、それでこの時期に専決処分せざるを得ないというような内容になります。それで、委託料お1人3,500円の200名分の補正をお願いしたという内容になってございます。それで、他市町、広域接種になっているものですから、まず3月末のこの支払いについてはきちんと精算いたしました、接種率につきましては、今取りまとめ中というようなことですので、後日報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 選挙の方ですが、そうすると町の一般財源から出る分というのは、どのようなものになるのでしょうか。どういうふうに分けるのでしょうか、県負担分と町負担分。それから、麻疹の方なんです、そうすると医者へ支払う分が1人3,500円、じゃあ医療機関が接種した人からもらう、医療報酬になるんですか、それは金額というのはばらばらなわけですか、医療機関によって違うわけですか。

○議長（伊藤一男君） 1点目、総務課長。

○総務課長（村上正広君） 本来であれば、宮城県議会議員一般選挙でございまして、県の予算で全額支出して、それで実施するというのが大原則でございます。

ただ、きちんと交付金が何百何十何円というか、1,000円未満切り捨てだと思ってしまうんですけども、何千円というふうな形でこちらは積算します。ただ、若干の増減が必ず出てきますので、町としてはそんなに大きい金ではないんですけども、10万円程度の一般財源を投入しておいて、その不足額というか、増減をカバーしておくために、10万円ぐらいを上乗せして支出しておいて、精算の時点で返還とか交付とかそういった形の、事務的にスムーズに行うために町としては幾らか支出してあるということで、どれに使っていいとか悪いとかということではなくて、選挙でございまして、全部本当は県が持つべきということで、くどくなりますけれども、ぴたりとはいかないので、町で一般財源をおよそ10万円ぐらい上積みして入れておいて、そして精算のときに、それよりもちょっと余計使ったらば、5万円ぐらい余計使ったらば、町の10万円入れている中から5万円を支出しておくというふうな形で、それが少なくなったということであれば返還というのが出てきますが、今回は返還というのがなくて、10万円上乗せしていたんですけども、その分の3万2,000円ぐらいは一般財源から落として交付金の方でカバーできるということで、3万2,000円の一般財源を削って県の交付金の方に充てたというこの調整分として、一般財源で幾らかは上乗せして、支出の方で予算化はしています。

100万円来ます、でも100万円で予算化していたんでは、101万円使ったときにはどうするんですかとなるので、交付金としてこちらから申請して、おおよそこのぐらいかかりますよと、あちらからもこのぐらいかかるでしょうと、調整の中で100万円というような、ある程度、18年度は100万円ねという話になりますよね。それで、100万円でぴたっとおさまればいいんですが、ちょっとおさまらないということで、110万円ぐらいは町の方で一般財源を入れて、110万円の予算の中で18年度やりくりしているというようなことをご理解願いたいんです。何に使って悪いということはありません。全部が本来であれば県の方で支出するという考え方で

○議長（伊藤一男君） 2点目、健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 先ほどの質問で答弁漏れていました分、お答え申し上げます。

麻疹の1期接種者341人が対象者で、接種が292人というふうなことで85.6%の接種率になります。それで、第2期の対象者364名のうち接種者311人、接種率85.4%になってございます。

それと、予防接種の委託でございしますが、個々の医療機関との委託契約ではございません。医師会と契約いたします。それで統一料金というようなことで、各先生方、接種の技術料というようなことで、その分委託料として支払ってございます。それで、実際に接種を行った各医療機関から、何月分何人、こういうワクチンを接種しましたというようなことで、町へ委託料の請求がございします。それで、その中身を精査して委託料を支払う、そういう内容になってございます。

あと、本人からの負担金というのは、いただいていません。すべて町が、接種委託と、あとワクチン代と別に各それぞれ接種した医療機関に支払っているという内容になってございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 歳出の質疑を終結いたします。

これですべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

ただいまから休憩いたします。

14時15分から再開いたします。

午後1時57分 休 憩

〔午後1時57分 18番加茂力男君 退場〕

午後2時14分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

○議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、医療費の精算に伴う予算措置であります。

歳入につきましては、国庫支出金・療養給付費交付金等の額の確定によるものでございます。

歳出につきましては、財源の組み替えと保険給付費・基金積立金に4,022万7,000円を追加補正し、総額33億9,466万2,000円とするものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の詳細についてご説明をいたします。

55ページをお開きください。

今回の補正は、国保税の収入実績、国県支出金等の変更決定に伴う歳入増によります医療費支払いのための財源の組み替え、それから基金への積み立て等による補正でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額に4,022万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億9,466万2,000円とするものでございます。

それでは、58ページから説明いたします。

まず歳入につきましては、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、一般分ですが、補正額としては351万4,000円の増でございます。内訳といたしましては、節の1から4まで、現年度医療分、それから介護分、過年度の医療分、それから介護分ということで、それぞれ増減補正でございます。

目2の退職分ですが、224万3,000円の減。内訳といたしましては、同じく現年度の医療分、それから介護分、過年度の医療分、介護分ということで、それぞれ増減の補正ということでございます。これらは国保税の収入実績によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款3国庫支出金、目1の療養給付費等負担金582万9,000円の増額補正でございます。これは、医療費の変動に伴っての国庫負担金の変更決定によるものでございます。

次、項2国庫補助金、目1財政調整交付金ですが、3,080万2,000円の増でございます。内訳といたしましては、普通調整交付金で3,075万円、節2の特別調整交付金に5万2,000円のそれぞれ増額補正ということでございます。これも、交付額の変更決定によるものでございます。

次に、療養給付費交付金ですが、補正額2,046万7,000円の減額補正となります。これは、退職者医療費分ということで、支払基金からの交付金の交付決定によるものです。

款5県支出金、項2県補助金、財政調整交付金ですが、2,279万2,000円の増額補正です。内訳ですが、1号交付金、これは療養給付費負担分になるわけなんです、1,332万2,000円。次のページをお願いします。それから、2号交付金、財政調整交付分ということで947万円のそれぞれ増額補正ということで、これも交付額の変更決定によるものでございます。

それでは、次のページになります。

歳出でございます。

款2保険給付費、目1一般の療養給付費で4,283万1,000円の増額、目2退職の療養給付費で2,060万4,000円の減額補正でございます。

款3 老人保健拠出金と次の款4 介護納付金、これにつきましては国県支出金の変更決定に伴う財源の組み替えとなります。

款7 基金積立金、財政調整基金積立金に1,800万円の増額補正でございます。これによりまして、積み立て後の基金残高は6,189万3,296円ということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算）

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算の内容は、医療費交付金の変更に伴う予算措置であります。

歳入につきましては、支払基金交付金の交付額の変更によるものでございます。

歳出につきましては、医療諸費から1,411万3,000円を減額補正し、総額29億6,469万円とするものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算の詳細についてご説明をいたします。

67ページをお開き願います。

今回の補正は、医療費交付金の変更決定に伴う予算措置でございます。

第 1 条関係でございますが、歳入歳出それぞれ 1,411 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億 6,469 万円とするものでございます。

それでは、70ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、款 1 支払基金交付金、目 1 医療費交付金 1,411 万 3,000 円の減額補正でございます。これは、医療給付費分でございます。

それから、歳出ですが、医療諸費、医療給付費で歳入と同様の 1,411 万 3,000 円の減額補正でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

(平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)

○議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算は、公債費利子償還金の確定に伴い190万9,000円の減額補正を行うものでございます。

この補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、75ページをお願いします。

平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明を申し上げます。

まず、第1条関係ですけれども、歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,436万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、公債費の利子の償還金の確定に伴うものでございます。

78ページをお願いします。

歳入ですけれども、款4繰入金、目1他会計繰入金、補正額は190万9,000円でございます。これにつきましては、一般会計繰入金の減額ということで、先ほど平成18年度の一般会計補正予算の専決処分の承認をいただきました。39ページになろうかと思っておりますけれども、公共下水道費繰出金190万9,000円の減額に伴うものでございます。

歳出です。目2利子、補正額ですけれども190万9,000円。これにつきましては、地方債、それから一時借入金の必要がなくなったということで、それに伴う減額補正でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

○議長（伊藤一男君） 日程第8、議案第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容ですが、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金の決定によるもので、合計1,528万7,000円を減額補正するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費、地域支援事業費の確定によるもので、歳入補正額と同額の1,528万7,000円を減額補正するものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、長寿社会対策監が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） それでは、補足説明申し上げます。

83ページからになります。お開きください。

記載のとおり歳入歳出それぞれ 1, 528万 7, 000円を減額し、総額をそれぞれ16億 3, 254万 4, 000円とするものです。

歳入について説明いたします。87ページをごらんください。

失礼いたしました。金額をもう一度申し上げます。歳入歳出総額が16億 3, 252万 4, 000円とするものです。失礼いたしました。

87ページをお開きください。

歳入の減額は、介護給付費の減に伴うものです。本来の負担割合の決まりでは、国と県と町それぞれ減額すべきなのですが、国庫支出金、県支出金の額が決定しているため、一般会計繰入金を減額いたします。国、県、町の負担割合による精算は、9月決算後になります。9月ごろに12月の補正で報告となるかと思えます。

主な歳入補正事項を説明いたします。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、調整交付金で126万4,000円の増額補正です。

次のページをお開きください。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、総額で1,873万1,000円の減としております。

次の欄の款10諸収入の第三者納付金、これは交通事故等が原因で介護保険給付を行った場合、被保険者の有する損害保険等から支払われる納付金等ですが、確定による227万5,000円の増額補正を行っています。

次に、歳出の補正について説明いたします。

89ページをお開きください。

款1総務費の各目の減額補正は、事業確定によるものです。一般管理費で9万3,000円、徴収費で1万4,000円、介護認定費で41万6,000円の減額を行っています。

90ページをお開きください。

款2保険給付費、給付費の確定による補正を行っています。項で申し上げます。介護サービス等諸費、合計で1,340万6,000円の減、次の介護予防サービス等諸費で35万1,000円の減、項4高額介護サービス等費で合計で40万円の減、項5特定入所者介護サービス等費で25万円の増、それぞれ補正しております。

続いて、款4地域支援事業について説明いたします。

92ページをお開きください。

目1包括的支援事業費、2節の給料から4節の共済費までですが、地域包括支援班の職員が病気のため減額措置となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 88ページの款10の雑入のところですか。第三者行為に係る損害賠償金、この内容、それをちょっと教えてください。

○議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 第三者、ちょっとわかりにくいんですけども、例えば交通事故なんかで事故が起きて介護状態に陥った場合、一たん介護給付費で措置するわけですが、当然示談とかで保険会社から、もしも保険に入っていればその支払いが行われるわけです。それは、国保連合会の方にその事務を委託しておりまして、その確定による町が支払った分について、後で町国保会計の方に返すというふうになります。一たん介護保険で支払いしたものを、保険給付が確定した保険会社からの給付金を戻してもらうということです。以上です。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 例えば今の交通事故があつて、けがをして、介護を受けたと。それが介護給付の方でやっていて、損害賠償の額が確定したときに繰り入れる、こういう話なんですけれども、実際そういうことというのはあつたんでしょうか。どういう事故だったんですか、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） すみません、事故の詳細までちょっと確認してはいないんですけども、交通事故です。交通事故で介護状態になりまして、介護認定を受けまして、一たん介護でもって給付を始めました。ただ、それが交通事故の、当然相手方がありまして、示談交渉の中で損害保険会社が絡んできます。損害保険会社が、その事故に関する損害補てんを行うわけです。それが医療費部分になるかと思うんですけども、それは一たん介護保険の方が優先して介護保険で支払っておりますので、本来は医療費なんですけれども、介護保険で先に介護利用料という形で保険特別会計が負担しておりますので、その分について示談の範囲内で、あと責任の範囲内で支払われた金額の領分を町の方、特別会計の方に返すというふうな仕組みになります。いわゆる医療費分の、本来は医療費なんですけれども、介護特別会計で賄うという部分が当然あります。その部分だと思います。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 私の頭の中には、交通事故が起きたときには、例えば自分の社会保険と

か国民健康保険でかかって、そしてそれを相手方に請求する、こういうふうに私の頭の中に入っていたんですけれども、今聞くと介護保険が優先すると。それで、医療費なはずなのに介護保険というのは、これはちょっとどういうこと。そういうのができるのかどうか。これは、実際にあったんでしょから。これはちょっと、私の頭の中では理解できなかったですね。

○議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 後でちょっと、なかなか複雑なケースもありますので、ご説明申し上げたいと思いますが、医療が終わって介護状態になるということです。医療が終わって引き続き介護状態になったときに、原因が事故にあるわけですから、その分について補てんをもらうという考え方です。医療費を全部やるというわけではありません。医療が終わって介護状態になってからのことです。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度柴田町町税条例の一部を改正する条例）

○議長（伊藤一男君） 日程第9、議案第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する

法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、柴田町町税条例の一部改正を行い、同日付で専決処分したものでございます。

改正の主な内容は、町民税関係では、法人課税信託財産から生じる所得に対しても個人町民税の規定を適用したこと、また、国内に居住する者が条約締結相手国の社会保障制度に支払った保険料控除に係る個人町民税の課税の特例を創設したこと、たばこ税関係では、今までたばこ税の税率を地方税附則での特例税率で規定していましたが、本則税率としたこと、固定資産税関係では、高齢者世帯がバリアフリーの改修工事を行った場合の翌年の固定資産税の減額措置を規定したことやJR等の鉄軌道用地の価格の特例等でございます。

以上、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小林 功君） それでは、議案第6号専決処分の承認を求めることについて（柴田町町税条例の一部を改正する条例）についての補足説明を申し上げます。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、今回の町税条例の一部改正は、平成19年3月の地方税法の改正に伴う一部改正であります。

改正の主な点としましては、今町長が述べましたので、あとは改正条文等の中で詳細を説明したいと思いますので、議案書の99ページをお開き願いたいと思います。

柴田町町税条例の一部を改正する条例。

柴田町町税条例の一部を次のように改正するというので、改正後の欄内でご説明したいと思います。

第23条の町民税の納税義務者等の第1項及び同項第4号、第5号、同条第2項及び第3項の改正は、文言の整理と同条第1項第5号として、新たに規定されました、先ほど申し上げました法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税を課される個人で町内に事務所、事業所を有するものを第5号の者として位置づけて、同条第1項で第5号の者に対しては法人税割額を課税するものという内容の改正でございます。

続きまして、100ページの第31条、均等割の税率の第2項中の法人等の区分欄内の字句の削除、また法の改正により公益法人ということで、マンション建替組合が新たに追加されたことによる改正。

また、101ページの第36条の町民税の申告。第8項中の改正の文言の整理となっております。同じく第95条、たばこ税の税率。1,000本につき3,298円とする改正につきましては、昨年7月1日から既に同額で改正となっておりますが、今まで附則の第6条の2で明記していたものを削除しまして、本則の95条の条文で規定するものでございます。

次に、102ページの第131条、特別土地保有税の納税義務者等の第5項中の改正は、文言の整理と法上での特例事項等を定めた条項が削除したことによりまして、条項の繰り上げの改正となっております。

同じく第141条、納税義務者等の第2項中の条項の改正は、同じく法において高圧ガス保安協会関係の固定資産税課税特例条項が削除されたことによりまして、条項の繰り上げの改正となっております。

次の103ページの附則の第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定、第4項、第5項中の条項の改正は、法改正による条項削除により項の繰り上げを行うものであります。

次に、104ページをお開き願いたいと思います。

附則の第10条の2第6項の追加改正は、先ほどの提案理由でも申し上げましたが、65歳以上の高齢者がいる世帯で、平成19年1月1日現在、既に存在する住宅で、床面積100平方メートル分までを限度として一定のバリアフリー改修工事が行われた年の翌年度の家屋に係る固定資産税を3分の1減額措置するという規定が設けられました。このことによりまして、この適用を受ける場合、改修工事完了後3カ月以内に定められた申告書に第1号から第7号までの必要事項等を記載し、改修工事にかかわる明細書、領収書、写真等の関係書類を添付し、町長に提出し、減額措置を受けるための申告について規定しているものであります。

同じく附則の第11条の3の平成19年度または20年度における鉄軌道用地の価格の特例の条文の追加は、JR等の鉄軌道用地に対して課する19年度分の固定資産税の課税標準を鉄軌道用地に沿設する土地等の価格標準の基礎となった価格と比較し課税するという内容にかかわる内容で、都市部における駅構内の空きスペースの利用、鉄軌道高架下や線路敷上空への商業施設の設置がふえたことによりまして、固定資産の評価の適正化、明確化を図るための改正となっております。

次に、106ページをお開き願いたいと思います。

附則第19条、読替規定の条項の改正につきましては、都市計画税にかかわる課税標準の特例の読替規定ですが、これにつきましても、法改正により法上での条項が削除されたことによ

り、条例中の条項の繰り上げを行うものであります。

同じく附則の21条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第3項の改正は、条項の整理となっており、同じく附則の第23条の2特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、第1項中の改正は、証券取引法が金融商品取引法に法律名が改称されたための改正となっております。

同じく第23条の3、次の108ページの第24条の7項、続いて109ページの第24条の4の第3項中の町民税等の課税の特例での年度の改正は、それぞれに係る軽減税率特例の年度の延長、課税の特例の適用期限の延長による改正となっております。

続いて、109ページの附則の第24条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例の条項の追加は、本年1月に新日仏租税条約の締結において、日本の国内居住者が租税条約締結相手国の社会保障制度に支払った保険料も、国内の社会保障制度に支払った保険料控除とみなし、地方税法の規定を適用し、社会保険料控除の対象とするよう、租税条約実施特例法の改正により、新たな条項の追加の改正となっております。

最後に110ページの附則としまして、第1条は施行期日ということで、平成19年4月1日から施行することとしまして、また上位法等の施行日に応じた施行期日ということの規定しております。

第2条は、町民税に関する経過措置。

第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置。

第4条につきましては、都市計画税に関する経過措置ということで、それぞれ適用年度を規定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、地方税法の改正に伴う内容となっておりますので、よろしくご承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） すみません。109ページの第24条の5、保険料の、これは例えば海外で勤務して向こうで払った。それが日本に帰ってきて、確定申告でこれを控除するという、こういうことができるということですか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 私が、例えばフランスで仕事をしてたと。向こうで労働契約をしていると。ところが、私が昨年12月に帰ってきて、1月1日現在、賦課されるのは日本で賦課される。そのときに、申告する際に、フランスで払った社会保険料を日本で申告するときに

は、社会保険料控除として申請することができるというような形でございます。相手国も同じです。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 1月1日ということは、翌年になっているんですけども、日本の場合は、例えばいろいろな控除を受ける場合は、確定申告以外できないんじゃないですか、できるんですか。1月1日に例えば役場に来て、これを税務課に持って行って、還付を受けるということはできるんですか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 一応住民税につきましては、その年の1月1日現在どこに所在していたか、そのことで税の確定なりをしなければならないということで、私があるときこちらにいたときには、その所得とかを、前の国でいただいたものを持ってきて、ここで申告する際には、前の国で払った社会保険料も申告の際にということで、社会保険料控除して申告できるという内容です。（「私が聞いているのは違う、意味が違う」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、認めます。

○10番（我妻弘国君） 再質問に戻ってね、ちょっとごめんなさい。私は、12月まで要するにフランスであなたが働いたと。1月1日に戻ってきたときに、例えばそれを町の税務課に申告して還付をもらうのか、社会保険事務所に行ってそれを申告してもらうのか。例えば1月1日は在住している場所、柴田町に戻ってきているんだから、柴田町で普通は申告するわけですよ。そして、それをきちんともらえるのは、確定申告のときしかできないでしょう。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 12月いっぱい向こうで例えば所得をもらって、それでいろいろ社会保険料控除がなされれば、向こうですべて申告というか、精算は終わってきているわけですね。それはそれでいいかと思うんですが、その後こちらにいらした場合はですか。（「はい」の声あり）精算してきたということで……（「精算して、向こうで取られるわけですね、早く言えば、保険料。それをこっちに来て、1月1日に柴田町にいれば、柴田町での税として判定されるわけですよ。そのときに、そのフランスの分を日本では……」の声あり）

○議長（伊藤一男君） マイクを通して。

暫時休憩します。

午後2時53分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

税務課長。

○税務課長（小林 功君） そういうことで……、大変失礼いたしました。今内々にこちらで了解したものですから。ということで、12月いっぱい向こうで精算等が終わって、こちらでまた新たにそういう控除できるものがあれば、日本の国内で確定申告をしてやっていただければいいということでございます。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。19番大沼喜昭君。

○19番（大沼喜昭君） 105ページ、たばこ税に関してですけれども、これについてお伺いします。

私も、たばこを飲まないとね、1日大体20本ぐらいで過ごしているんですけども、柴田町に税金が2億円台入るんですよ。この庁舎の中でたばこを飲んでいけないという決め方は、だれが決めたんでしょうか。いや、おかしいですよ、本当に。役場というところは、町民のサービス業の場所なんです。来られた人が、雨の中、雪の中、外でたばこを飲みなさいなんて、こんな常識はないと思いますよ。部屋の中で飲んでわがねなんていうのは、サービス業のところはどこもないですよ。ホテルに行ったって、どこに行ったって、ちゃあんと灰皿持ってきて「さあ、お飲みください」って言う。そういうのが常識でしょう。

それで、皆さんのご意見によると、たばこは健康に悪いから飲まない方がいいでしょうって、これも私もきちんと理解します。職員の人たちだって飲んでいるでしょう、町長が飲まないだけでしょ。こんなね、どこか飲む場所だけつくってくれるのが本当じゃないの。私は、この条例が反対とか云々じゃないんですよ、もっとやはり飲む人のために、吸わない人のために、本当の本気になって考えてくれるのが行政だと思うよ。2億2,000万円も税金入るの、ばかっとならって、そして飲む人たち銭ばり納めさせらって、お粗末にしらって、こんなばかげた世の中どこにもないでしょう。まずこれは、とにかく町長の責任で、どこか飲むところつくってちょうだいよ。本当に道路のそっちの通行人から見られて、たばこなんか本当に外れ者をさらすように、こんなじゃ……。大河原の合庁に行ったって、きちんと部屋がありますよ、飲ませる。町の中だっていっぱいあるでしょう。そこを考えていただくようお願い申し上げます。関連ですから、あとは賛成しますから。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁求めますか。（「答弁は要らないから、答弁すねべがら恐らく」の声あり）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時59分 散 会
